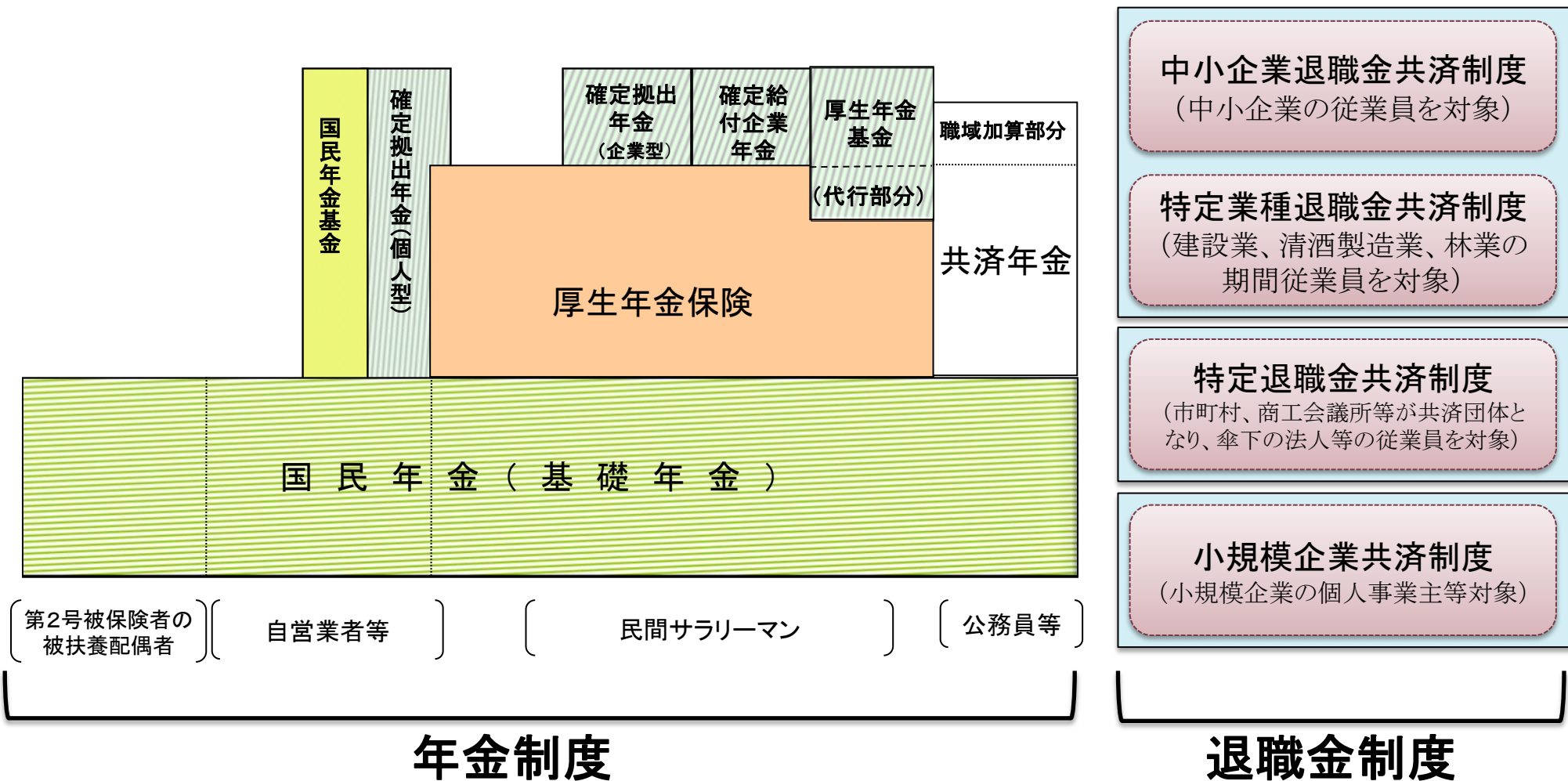


論点2「企業年金の持続可能性を高めるための 施策の推進」関連資料

年金・退職金制度の体系



※退職後の所得保障に関し一定の公的関与がある制度としては、これらの他に、勤労者が賃金からの控除による貯蓄を年金として受け取る「財形年金貯蓄」(税制上の優遇措置あり)及び個人が任意で加入する「個人年金」(保険型(生命保険会社等が提供)、貯蓄型(信託銀行等が提供)、税制上の優遇措置あり)がある。

主な企業年金制度等及び退職金制度の概要①

		厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金	国民年金基金	中小企業退職金 共済制度
制度の概要		厚生年金適用事業所に使用される従業員が対象。国の老齢厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、企業の実情に応じて独自の上乘せ給付を行う制度	厚生年金適用事業所に使用される従業員が対象。厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う制度	国民年金第1号被保険者及び公務員を除く第2号被保険者が対象。拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用益との合計額をもとに給付額が決定される制度	国民年金第1号被保険者が対象。自営業者等の国民年金第1号被保険者が、基礎年金に加え、所得等に応じて加入口数や給付の型を自らが選択する制度	中小企業に使用される従業員が対象。事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構に掛金を納付すると、従業員が退職したときに、同機構から従業員に退職金が支給される制度
掛金負担		事業主と加入員が折半。ただし、一定の範囲で事業主割合を増加できる	事業主拠出を原則とし、加入者負担については本人の同意を条件に可能とする	【企業型】事業主負担(個人も事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で拠出可能) 【個人型】加入者負担	加入者負担	事業主負担
給付		【開始時】 65歳以下の規約で定める年齢 【給付形態】 老齢一時金又は老齢年金	【開始時】 65歳以下の規約で定める年齢 【給付形態】 老齢一時金又は老齢年金	【開始時】 60歳以上65歳以下 (加入期間によって異なる) 【給付形態】 老齢年金又は老齢一時金	【開始時】 60歳以上65歳以下 (商品によって異なる) 【給付形態】 老齢年金	【開始時】 企業からの退職時 【給付形態】 退職一時金又は分割払(5年又は10年)
税制	拠出時	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 全額社会保険料控除	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 生命保険料控除 (年4万円限度)	【事業主】 全額損金算入 【加入者】 小規模企業共済等掛金控除 <拠出限度額あり>	【加入者】 全額社会保険料控除 <拠出限度額あり>	【事業主】 全額損金算入 <拠出限度額あり>
	運用時	積立金のうち、代行部分の3.23倍を超える部分について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成25年度まで課税停止	積立金について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成25年度まで課税停止	積立金について1.173%の特別法人税を課税 (注)平成25年度まで課税停止	-	-
	給付時	【老齢年金】 雑所得課税 (公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税	【老齢年金】 雑所得課税 (公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税	【老齢年金】 雑所得課税 (公的年金等控除) 【老齢一時金】 退職所得課税(退職時のみ)又は一時所得課税	【老齢年金】 雑所得課税 (公的年金等控除)	【分割払】 雑所得課税 (公的年金等控除) 【退職一時金】 退職所得課税

主な企業年金制度等及び退職金制度の概要②

	厚生年金基金	確定給付企業年金	確定拠出年金	国民年金基金	中小企業退職金 共済制度
加入者数	約437万人	約800万人	約433万人 企業型・約420万人 個人型・約13万人	約52万人	約325万人
受給者数 (注1)	約293万人	—	約1万3000人	約34万人	【退職一時金】 約28万人(注2) 【分割払】 5135人(注2)
契約数	577基金	14,985件	4,135件(企業型)	—	36万7,000件
資産額	約27兆円	約45兆円	約6兆5400億円	約2兆7000億円	約3兆8000億円
拠出限度額	なし	なし	【個人型】 月額6.8万円(注3) 【企業型】 月額5.1万円(注4)	月額6.8万円	月額3万円
会計上の取扱い (中小企業の会計 に関する指針)	退職時に見込まれる退職給付の総額から計算した退職給付債務から、未認識過去勤務債務等の差異を加減し、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上(注5)	退職時に見込まれる退職給付の総額から計算した退職給付債務から、未認識過去勤務債務等の差異を加減し、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上(注5)	要拠出額である掛金をもって費用処理する	—	要拠出額である掛金をもって費用処理する

(※)注記がないものは、平成24年3月末時点。

(注1)受給者数は、年金受給者に限る。

(注2)平成23年4月から平成24年3月までの合計。

(注3)第1号被保険者の場合。国民年金基金に加入している場合は月額6.8万円から国民年金基金の掛金を控除した額。他の企業年金に加入していない企業の従業員の限度額は月額2.3万円。

(注4)他の企業年金に加入していない場合。他の企業年金に加入している場合の限度額は月額2.55万円。

(注5)簡便的方法により退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とすることもできる。また、複数事業主で設立された厚生年金基金・確定給付企業年金において、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないときには、要拠出額である掛金をもって費用処理する(退職給付に関する会計基準)。

確定給付企業年金の概要

確定給付企業年金の特徴

- 国の老齢厚生年金の一部の代行を行わない、独自の上乗せ給付のみを支給する制度として平成14年4月に施行された。
- 労使合意に基づき、規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで実施される。
- 将来の給付を企業が約束。

<給付>

- 労使合意の年金規約に基づき、老齢給付を行う(年金給付・一時金給付の選択可。)
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計可能。

<掛金>

- 事業主が規約で定めるところにより、掛金を拠出(規約に定め、本人の同意を得た場合は、本人拠出も可。)

<財政>

- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

<その他>

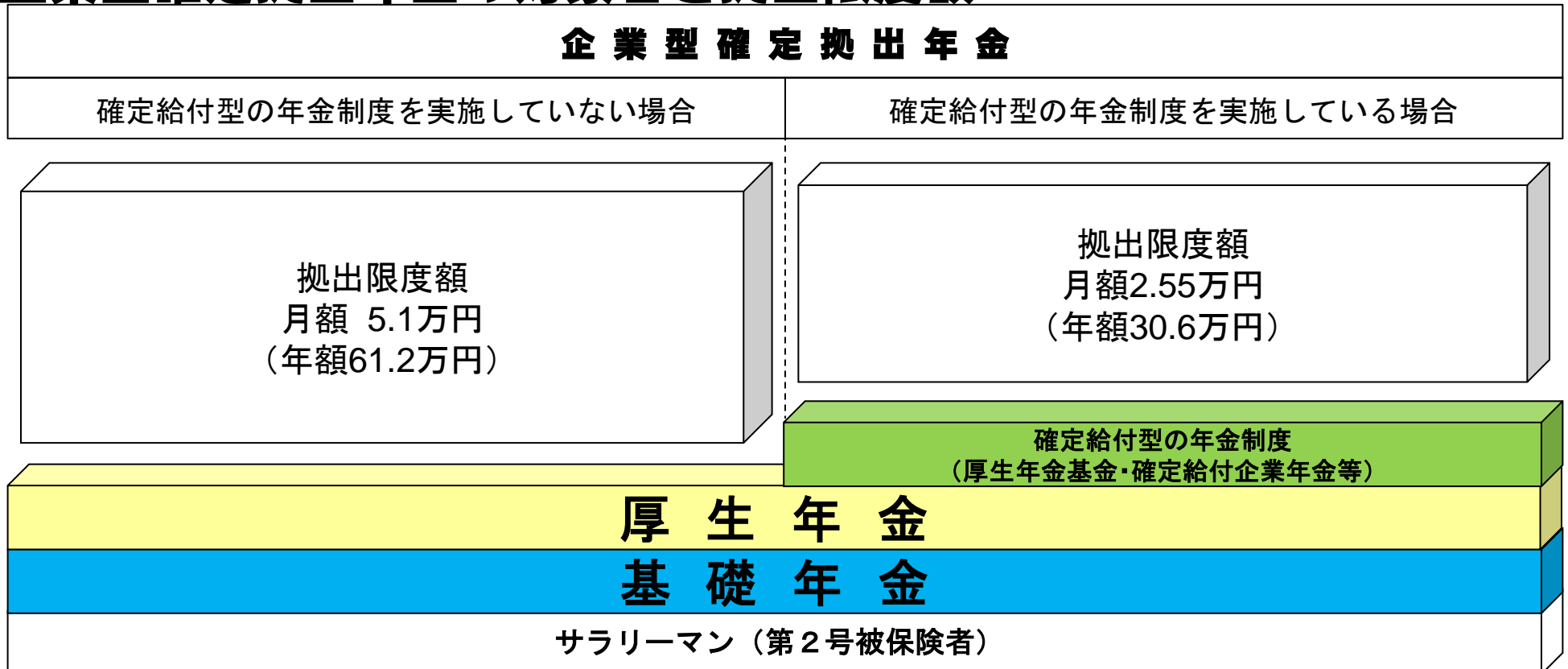
- 受託者責任の明確化： 金融機関等の企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 情報開示： 事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等を加入者等へ開示する。

企業型確定拠出年金の概要

企業型確定拠出年金の特徴

- 厚生年金被保険者等のうち、企業型確定拠出年金を実施する企業に勤務するものが加入する。
- 事業主の拠出した掛金の全額が損金算入の対象(ただし、拠出限度額あり)。
- 規約に定めがあれば、事業主掛金に上乗せして加入者自らも掛金を拠出でき、拠出した全額が小規模企業共済等掛金控除の対象(加入員拠出は事業主負担を超えずかつ拠出限度額の範囲内で可)。
- 企業にとっては、掛金の追加負担が生じないので、将来の掛金負担の予測が容易。

企業型確定拠出年金の対象者と拠出限度額

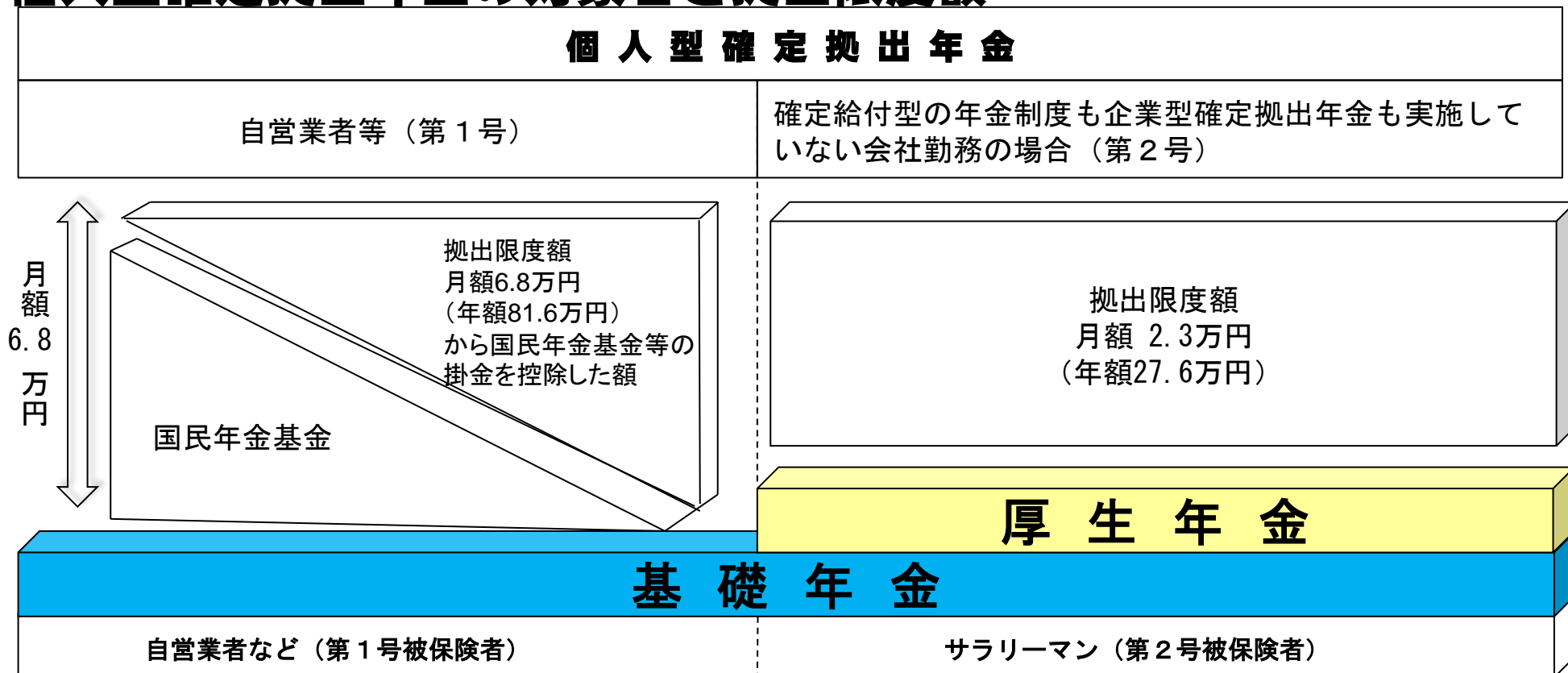


個人型確定拠出年金の概要

個人型確定拠出年金の特徴

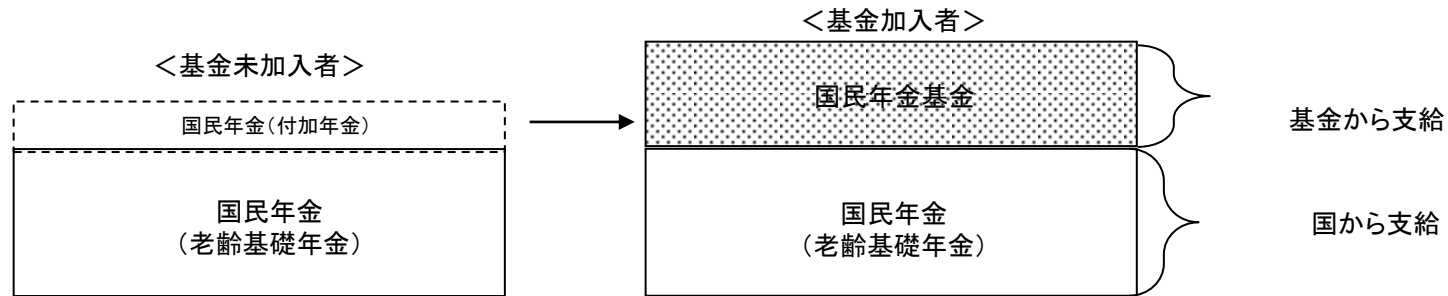
- 企業年金等に参加できない第2号被保険者(公務員を除く)や第1号被保険者が加入できる。
- 加入者が拠出限度額の範囲内で任意に掛金を設定し、積み増すことが可能。
- 拠出した掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象(ただし、拠出限度額あり)。
- 国民年金基金連合会が実施主体。

個人型確定拠出年金の対象者と拠出限度額



国民年金基金の概要

- 第1号被保険者を対象とする老齢基礎年金の上乗せの年金給付。
- 同一都道府県内の居住者で組織する地域型国民年金基金(47基金)と同種の事業等に従事する者によって組織する職能型国民年金基金(25基金)がある。
- 掛金は、全額自己負担で、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢及び男女の区分により異なり、掛金額の合計の上限は月額68,000円(社会保険料控除の対象として非課税)。
- 給付は老齢年金と遺族一時金(保証期間内に死亡した場合)であり、1口目が終身年金(原則65歳支給開始)、2口目以降は終身年金又は有期年金(加入者が選択)。
- 国民年金基金に加入した場合、付加年金が代行されることになり、その部分については、付加年金と同様に定率1/4の国庫負担がある。(平成23年度 約12億円)



(参考)掛金月額及び年金月額(15年間保証付終身年金の場合)

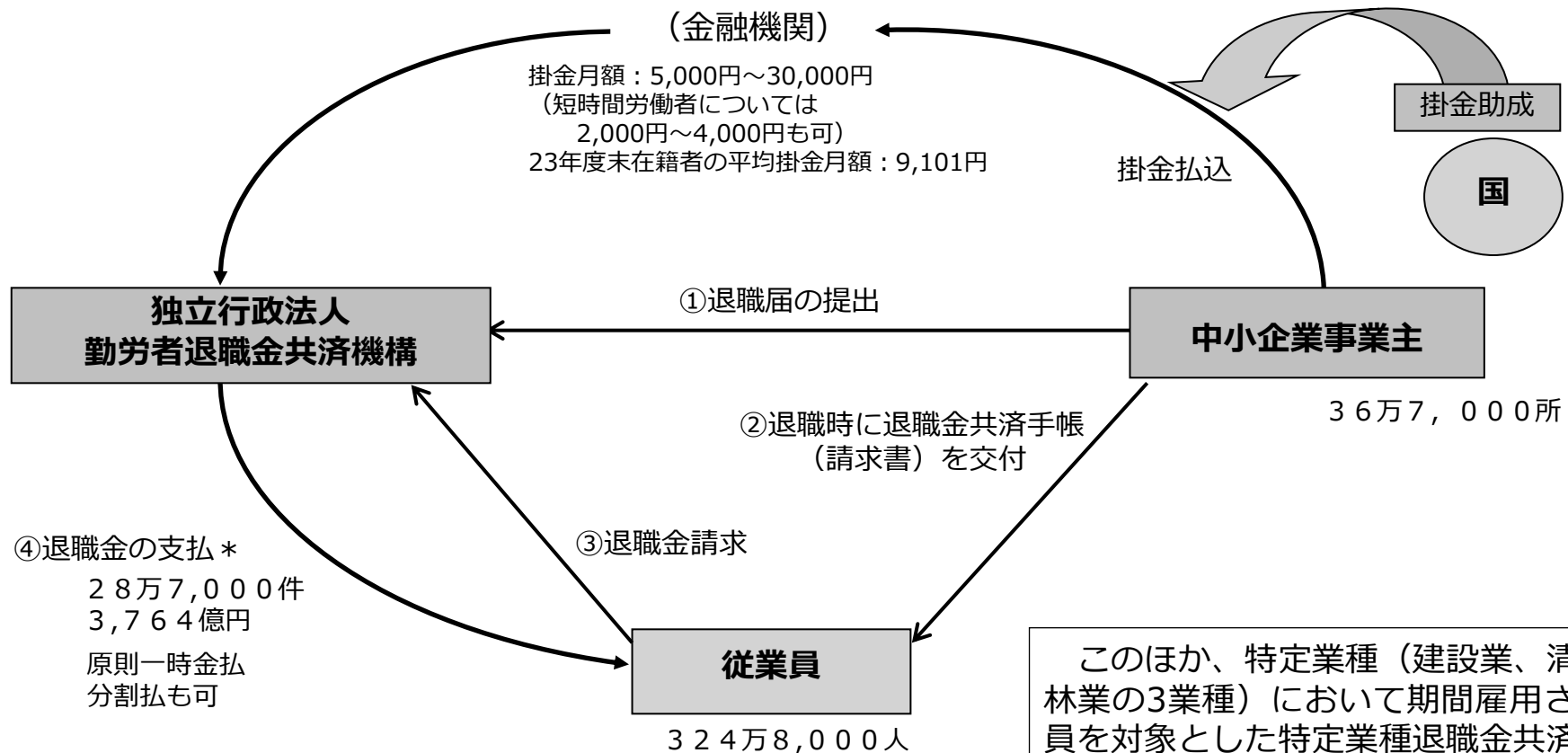
(単位:円)

加入時年齢	1口目		年金月額	2口目以降(1口当たり)		年金月額
	掛金月額			掛金月額		
	男性	女性		男性	女性	
20歳	6,350	7,360	20,000	3,175	3,680	10,000
30歳	9,320	10,810	20,000	4,660	5,405	10,000
40歳	11,535	13,365	15,000	3,845	4,455	5,000
50歳	16,910	19,560	10,000	8,455	9,780	5,000
50歳超	16,910	19,560	10,000未満(※)	8,455	9,780	5,000未満(※)

(※)加入時年齢により異なる。

中小企業退職金共済制度の概要

中小企業の従業員を対象とし、事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)から直接当該従業員に退職金が支給される仕組み。



このほか、特定業種（建設業、清酒製造業、林業の3業種）において期間雇用される従業員を対象とした特定業種退職金共済制度がある。

* 加入企業退職時に、被共済者からの請求により退職金を支給
掛金月額と掛金納付月数に応じた基本退職金（予定運用利回り1%）
と機構の運用実績により付加される付加退職金を合算した額

※ 数値は平成23年度時点

企業年金に関する最近の主な改正

確定拠出年金に係る改正

(平成23年8月10日公布 年金確保支援法)

- ①加入資格年齢を引き上げ（60歳→65歳）、企業の雇用状況に応じた柔軟な制度運営を可能とする。
- ②従業員拠出（マッチング拠出）を可能とし所得控除の対象とすること、事業主による従業員に対する継続的投資教育の実施義務を明文化することにより、老後所得の確保に向けた従業員の自主努力を支援する。
- ③退職により企業型年金の加入資格を喪失後、個人型年金の加入者になれる者として個人型に資産が移換された者は、中途脱退が認められていなかったが、一定の要件を満たした者については、中途脱退を認める。

確定給付企業年金に係る改正

(平成23年3月31日公布 確定給付企業年金法施行規則)

閉鎖型適格退職年金から移行する閉鎖型確定給付企業年金について、受給者のみで構成されているという性格を考慮し、規約の承認申請における添付書類のうち、労働協約や加入者の範囲等の書類の省略を可能とする。

(平成23年8月10日公布 年金確保支援法)

60歳～65歳で退職した者についても退職時の年金支給を可能とする。（以前は50～60歳で退職した者についての退職時の年金支給のみ認められていた。）

(平成24年1月31日公布 通知改正)

キャッシュバランスプランにおいて、年金債務と年金資産のギャップを可能な限り小さくする観点から、市場インデックスに基づいて、年金原資に利子を付すことが出来るよう、指標の例に東証株価指数等を加える。

企業年金に対する最近の主な規制改革要望等

確定拠出年金に対する要望

1. DCの拠出限度額引き上げ【国民の声(国の規制・制度に関する集中受付)(平成23年9月1日～10月14日)】

DCの拠出限度額(現行の5.1万円(※))を引き上げる。

※ 企業型DC・他の確定給付型年金を実施していない事業所の場合

2. DCの中途脱退要件の緩和【国民の声(国の規制・制度に関する集中受付)(平成23年9月1日～10月14日)】

中途脱退の要件(※)を緩和し、個人別資産残高を引き出しやすいようにする。また、経済的困窮時等には、税のペナルティを課した上で中途脱退出来るようにする。

※ 現行制度上は、資産額1.5万円以下の者、または資産額50万円以下で個人型DCに加入資格がない者などを除き、原則として中途脱退はできないこととされている。なお、年金確保支援法により、平成26年1月からは、一定の要件を満たした個人型DCに加入資格のある者についても中途脱退を認めることとしている。

3. マッチング拠出の要件緩和【企業年金連合会(平成25年度企業年金税制改正に関する提言)、全国銀行協会(平成25年度税制改正に関する要望)等】

従業員拠出が事業主拠出を上回らないようにするという規制を撤廃する。

確定給付企業年金に対する要望

1. 給付減額の手続き等の要件緩和【「国民の声」おかしなルールの見直し(国の規制・制度の改革)についての集中受付(平成22年9月10日～10月14日)】

加入者や受給者の3分の2以上の同意を必要とする手続要件の緩和や、給付減額時の一時金の水準を柔軟に設定できるようにする。

2. 承認・認可手続きの簡素化等【「国民の声集中受付月間(第1回)」(平成22年1月18日～2月17日)】

第三者である運用受託機関が内容を確認したものについては、認可ではなく届出のみの手続きとする。